

高知県立森林技術センターにおける公的研究費の使用に関する行動規範

制定 令和2年12月7日

高知県立森林技術センター最高管理責任者(所長)

高知県立森林技術センター(以下「センター」という。)における公的研究費の運営・管理を適正に行い、不正な使用を防止するために、研究者及び事務職員(以下「研究者等」と言う。)が取るべき行動規範を以下に定める。

- 1 研究者等は、競争的資金等が、センターが管理する公的な資金であることを認識し、常に高い倫理意識を保持し、公正で効率的にこれを使用しなければならない。
- 2 研究者等は、公的研究費の使用にあたり、関係する法令や通知及び配分機関が定める使用ルール並びに県やセンターが定める規程等を十分に理解するとともに、これらを遵守しなければならない。
- 3 研究者等は、試験研究推進計画に基づき、公的研究費を計画的かつ適正に使用しなければならない。
- 4 研究者等は、相互の理解と緊密な連携を図り、協力して公的研究費の不正使用を未然に防止するよう努めなければならない。
- 5 研究者等は、公的研究費の使用にあたり、取引業者との関係において第三者からの疑惑や不信を招くことのないよう努めなければならない。